

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第114号

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「救急隊員が、救急業務等」を「職員が、災害現場に出動し、救急業務」に改め、同条第2項中「日1日（午前8時30分から午後5時15分まで及び午後5時15分から翌日の午前8時30分までを、それぞれ1日とする。次条及び第15条において同じ。）」を「回数1回」に、「510」を「100」に改める。

第14条第2項中「1日」の右に「（午前8時30分から午後5時15分まで及び午後5時15分から翌日の午前8時30分までを、それぞれ1日とする。次条において同じ。）」を加える。

第15条第1項中「正規の勤務が2日にわたり継続して拘束される勤務（以下「隔日勤務」という。）である職員（消防指令センター又は消防航空隊に勤務するものを除く。）及び花背消防出張所に勤務する職員」を「災害現場に出動する業務に従事する職員（消防航空隊に勤務するものを除く。）」に改める。

第17条第1項中「隔日勤務で」を「正規の勤務が2日にわたり継続して拘束される勤務（次項において「隔日勤務」という。）で」に改める。

第20条第3項中「救急救命士手当、」を削る。

附則第3項中「第13項」を「第8項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則第13条及び第15条の規定は、令和5年4月1日午前8時30分以後に支給すべき事由が生じた手当について適用し、同時刻前に支給すべき事由が生じた手当については、なお従前の例による。

（消防局総務部人事課）